

福岡県公報

令和五年三月十四日
第三百八十一号
増刊
①

目次

規則(第六号・第七号)

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

(政策課) ……………一
(国際政策課) ……………一

規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第六号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「に定める」の下に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月十四日

福岡県規則第七号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一号中「旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)」を「旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)」に改め、同号ロ中「第十条第四項及び第十二条第三項」を削り、同号ニ中「人違いでない」を「本人である」に改め、同号ウ中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「出頭免除願書」を「紛失一般旅券等届出時出頭免除願書」に改め、同号中ウをクとし、同号ム中「第七条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同号中ムをノとし、ノの次に次のように加える。

オ 施行規則第十四条第一項ただし書の規定に基づき、旅券面への署名を求めること。

第十九条の二第一号ラ中「第七条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同号中ラをキとし、同号ナ中「第七条第二項」を「第十一条第二項」に、「出頭免除願書」を「交付時出頭免除願書」に改め、同号中ナをウとし、同号ネ中「第三条第二項」を「第七条第二項」に、「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号中ネをラとし、ラの次に次のように加える。

ム 施行規則第七条第五項の規定に基づき、届け出られた者が申請者の法定代理人であることを確認するために必要な書類の提示又は提出を申請者に求めること。

第十九条の二第一号ツ中「第三条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号中ツをナとし、同号ソ中「第二条第四項」を「第五条第五項」に改め、同号中ソをネとし、同号レ中「第二条第三項」を「第五条第四項」に改め、同号中レをツとし、同号タ中「第二条第二項」を「第五条第二項第一号」に改め、「、又は外務省に提供すること」を削り、同号中タをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 施行規則第五条第三項の規定に基づき、申請者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けることにより、法第三条第三項の規定による確認を行うこと。

第十九条の二第一号ヨ中「第二条第一項第二号イ」を「第五条第一項第二号イ」に改

福岡県知事 服部 誠太郎

め、同号中ヨをタとし、同号カ中「第一条第六項」を「第四条第四項」に改め、同号中カをヨとし、同号ワ中「第四条各号」を「第六条各号」に改め、同号中ワをカとし、ヲをワとし、同号ル中「人違いでない」を「本人である」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、リを削り、チをヌとし、同号ト中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、同号中トをリとし、同号ヘ中「第八条第二項」を「第八条第三項」に、「人違いでない」を「本人である」に改め、同号中ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 法第八条第三項後段の規定に基づき、同条第二項の規定に該当する申請者の現有旅券の返納を受けること。

第十九条の二第一号ホ中「、第十条第四項及び第十二条第三項」を「及び第十条第四項」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第三条第五項の規定に基づき、現有旅券の確認を行うこと。

第十九条の二第一号に次のように加える。

ヤ 施行規則第十七条第二項の規定に基づき、届出者が法第十七条第二項各号に掲げる者に該当することの確認のために必要な書類の提示又は提出を求めること。

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。